

関東地方整備局インフラDX推進本部 設置要領

(目的)

第1条 関東地方整備局における社会資本整備や公共サービスの提供というインフラ分野において、国民のニーズを踏まえてデータとデジタル技術を活用し、建設業や関東地方整備局の文化・風土や働き方（業務そのものや、組織、プロセス）を変革し、インフラ分野への国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現するため、部局横断的に連携しインフラ分野のDXを推進する関東地方整備局インフラDX推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本部は、次の事項に関する課題について、状況確認と方向性の決定に必要な審議を行う。

- (1) 建設生産プロセスの変革による抜本的な生産性、安全性、効率性の向上
- (2) 関東地方整備局職員の仕事の進め方の変革、働き方改革の推進
- (3) 関東インフラDX大賞の表彰
- (4) そのほか、本部の目的に即したもので、本部長の定めた業務

(構成)

第3条 本部は、本部長が主宰し、幹事会、WG・部会等、専門家の招請を求めることができる。

- (1) 本部長は、局長とする。
- (2) 本部の構成は、次のとおりとする。

本部長 局長

委員 副局長

副局長

総務部長

企画部長

建政部長

河川部長

道路部長

港湾空港部長

営繕部長

用地部長

統括防災官

- (3) 本部長は、次の幹事会を置くものとし、各幹事会の構成は、別紙-1及び別紙-2のとおりとする。

- 1) 関東地方整備局インフラDX幹事会
- 2) 関東地方整備局サイバーセキュリティ幹事会

(運営)

第4条 本部の運営は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本部会議を招集主宰する。
- (2) 第2条に掲げる事項に関する各課題について、WG・部会等に調査・立案の作業を付託し、幹事会にて調整されたその報告等について審議のうえ、方向性等を決定する。なお、幹事会を横断的に関連する事項は、幹事会間で連携して対応することとする。
- (3) WG・部会長は、付託された事項について審議し、その結果を幹事会に報告する。
- (4) 本部長は、必要に応じて、専門家の意見を聞くこととする。
- (5) 事務局は、企画部技術管理課、施工企画課及び情報通信技術課とする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項については、本部長により、これを定める。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

一部改定 令和4年6月15日

一部改定 令和5年3月16日

一部改定 令和6年3月8日

関東地方整備局 i-Construction 推進本部設置要領（平成28年2月29日施行）は、廃止する。

関東地方整備局 BIM/CIM・DX 推進本部設置要領（令和2年10月28日施行）は、廃止する。

構成

関東地方整備局インフラDX幹事会の構成は、次のとおりとする。

幹事長	企画部長
委員	総括調整官（建設）
	総括調整官（港湾）
	広報広聴対策官
	企画調整官
	技術調整管理官
	技術開発調整官
	工事品質調整官
	建設情報・施工高度化技術調整官
	公園調整官
	地域河川調整官
	道路情報管理官
	道路保全企画官
	交通拠点調整官
	港湾空港企画官
	営繕品質管理官
	用地調整官
	総括防災調整官
	防災情報調整官

※事務局は、技術管理課、施工企画課及び情報通信技術課にて行う。

構成

関東地方整備局サイバーセキュリティ幹事会の構成は、次のとおりとする。

幹事長	企画部長
委員	総括調整官（建設）
	総括調整官（港湾）
	企画調整官
	公園調整官
	河川調査官
	道路企画官
	港湾空港企画官
	営繕調査官
	用地調整官
	防災情報調整官

※事務局は、企画課及び情報通信技術課にて行う。